

2022
7.1

NEWS RELEASE

Vol
47

梅雨が早々に明け、猛暑が続いていますね。熱中症で倒れている方も多いようです。皆さんも適度なクーラーの使用や、水分補給を心がけてくださいね。

さて、プラザより「住宅セーフティネット制度」についてご紹介いたします。

—— 住宅セーフティネット制度について ——

《住宅セーフティネット制度とは…?》

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、公営住宅については大幅な増加が見込めない状況です。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した、住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました！

この住宅セーフティネット制度は、以下の3つの大きな柱から成り立っています。

1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

賃貸人の方はセーフティネット登録住宅として、都道府県・政令市・中核市に賃貸住宅を登録することができ、その情報を住宅確保要配慮者の方々等に広く提供します。その情報を見て、住宅確保要配慮者の方々が、賃貸人の方に入居を申し込むことができるという仕組みです。

セーフティネット住宅の検索はこちら [セーフティネット住宅情報提供システム \(safetynet-jutaku.jp\)](http://safetynet-jutaku.jp)

2 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援

住宅セーフティネット制度では、登録住宅の改修への支援と、入居者の負担を軽減するための支援が用意されています。

3 住宅確保要配慮者に対する居住支援

賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談等を行う「居住支援協議会」や「居住支援法人」の設置、また、住宅金融支援機構による家賃債務の保証を対象とした保険制度の創設等により、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行っています。

詳細は国土交通省のHPをご確認ください。

国土交通省URL：

[住宅:住宅セーフティネット制度について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](http://www.mlit.go.jp)

国交省HP



セーフティネット
住宅情報提供システム



よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 老夫婦で暮しています。安否確認や見守りサービスについて教えてください。

A. 緊急時の対応や安否確認など、市町村によっては、緊急通報機器の貸し出しや、見守りサービスなどを行っています。サービスの内容や利用条件などは、実施している市町村により異なります。最寄りの市町村に問い合わせてください。また、市町村以外にもNPO法人や、民間による有料での安否確認や見守りサービスも増えてきています。サービス内容や料金等を確認し、目的にあったものを選択しましょう。

住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ お気軽はどうぞ

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く

